

有機 JAS 制度に基づく有機食品の輸出入方法等の変更について

平成 25 年 4 月 1 日より、有機 JAS 制度に基づく有機食品の輸出入方法等が、以下のとおり変わります。

1. 概要

平成 25 年 4 月 1 日より、欧州連合(EU)は、JAS 規格に適合する有機食品で EU 加盟国へ”organic”等と表示して我が国から輸出できるものの条件を変更します。

また、農林水産省は、我が国の有機 JAS 制度と同等の水準にあると認められる有機認証制度を有する国からの有機食品の輸入方法を変更します。

2. JAS 規格に適合する有機食品で EU 加盟国へ”organic”等と表示して輸出できるものの条件の変更について

JAS 規格に適合する有機農産物加工食品で EU 加盟国へ「organic」等と表示して輸出できるものに使用することができる原材料について、これまでは日本産の原材料に限られていました。

平成 25 年 4 月 1 日より、我が国の有機 JAS 制度と同等の水準にあると認められる有機認証制度を有する国（EU 加盟国、米国、豪州、ニュージーランド、スイス、アルゼンチン）産の原材料も使用可能となります。

3. 我が国の有機 JAS 制度と同等の水準にあると認められる有機認証制度を有する国からの有機食品の輸入方法の変更について

(1)我が国の有機 JAS 制度と同等の水準にあると認められる有機認証制度を有する国から有機農産物又は有機農産物加工食品を輸入する場合、これまでは、有機 JAS 制度に基づく認定を受けた輸入業者が輸出国の政府機関が発行する証明書を確認の上、有機 JAS マークを貼付していました。

平成 25 年 4 月 1 日より、当該輸入業者が輸出国の有機認証制度に基づき認証された海外の事業者に対し有機 JAS マークの貼付を委託できるようにします。

(2)また、これまで輸出国の政府機関が発行する証明書のみを認めていました。

平成 25 年 4 月 1 日より、農林水産大臣が外国の政府機関に準ずるものとして指定した EU 加盟国内の有機認証機関からの証明書の発行を認めることとします。

<添付資料>

- ・ 外国の政府機関に準ずるものとして指定された有機認証機関の名称及び住所

お問い合わせ先

消費・安全局表示・規格課

担当者：国際業務班 内田、上野山

代表：03-3502-8111（内線 4481）

ダイヤルイン：03-6744-7139

FAX：03-3502-0569

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>